# 定款

(2022年6月29日改正)

不二硝子株式会社

## 不二硝子株式会社定款

#### 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、不二硝子株式会社と称する。英文ではFUJI GLASS CO.,LTD.と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - 1. アンプル、硝子瓶、理化学医療用硝子機械器具、水面計硝子、真空管用硝子および一般硝子の製造加工ならびに販売。
  - 2. 度量衡、計量器の販売。
  - 3. 前各号に附帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都墨田区に置く。

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
  - (1) 取締役会
  - (2) 監査等委員会
  - (3) 会計監査人

(公告方法)

**第5条** 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

#### 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(基準日)

- 第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を もって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
  - 2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
  - 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定 款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が 株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供 措置をとる。
  - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会に おいて議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
  - 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面をあらかじめ当会社に提出しなければならない。

(議事録)

**第17条** 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。
  - 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外 の取締役と区別して選任するものとする。
  - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 3. 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。
  - 4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役・役付取締役および相談役・顧問)

- 第21条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から 選定する。
  - 2. 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役各1名および常務取締役若干名を選定することができる。
  - 3. 取締役会の決議によって、相談役、顧問各若干名を選任することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、 取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、 出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則 による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、 それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条 第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除するこ とができる。
  - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

#### 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において 定める監査等委員会規則による。

#### 第6章 会計監査人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

- 第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会終結の時までとする。
  - 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

#### 第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録 株式質権者に対し行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

- 第38条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は その支払義務を免れる。
  - 2. 剰余金の配当については利息をつけない。

#### 附 則

(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第1条 第87回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会 社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第2条 定款第14条 (電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
  - 2. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。